

学校法人学習院

情報セキュリティポリシー

平成29年4月1日施行



学校法人 学習院
THE GAKUSHUIN SCHOOL CORPORATION

I 情報セキュリティ基本方針

1 基本理念及び目的

学校法人学習院(以下「本院」という。)において、健全な教育・研究活動を実践し、社会的責務を果たすためには、情報基盤の充実に加え、情報資産のセキュリティ確保が不可欠である。

そのために、本院の教職員、学生その他本院の構成員は、情報資産の価値を十分に認識し、本院の情報資産を守るだけでなく、外部に対する不正な情報提供、情報資産の侵害等が行われないように努め、本院における情報システムの信頼性を高めていかなければならない。

そこで、本院においては、次の事項の実現を目的として「学校法人学習院情報セキュリティポリシー」(以下「本ポリシー」という。)を制定し、本院の全構成員に周知を図ることとする。本院の提供する情報資産に関連するサービスを利用する者は、本ポリシーを遵守する責任があり、意図の有無を問わず、本院内部及び外部(以下「内外」という。)の情報資産に対する権限のないアクセス、改ざん、複写、破壊、漏えい等をしてはならない。

(1) 本院に対する情報セキュリティ侵害を阻止すること。

- (2) 内外の情報セキュリティを侵害する行為を抑止すること。
- (3) 情報資産の管理・運用を行うこと。
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応を実現すること。

2 用語の定義

本ポリシーで使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報

本院の教育・研究・管理運営に関わる者が作成し、又は収集及び取得した内容が記録された文書、電子文書、情報システム内のデータ、その他それに準ずるものをいう。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって情報処理を行う仕組みであり、本院により所有又は管理されているもの及び本院との契約又は他の協定に従って提供されるものをいい、本院の情報ネットワークに接続される機器を含む。

(3) 情報資産

情報及び情報を管理する仕組み(情報システム並びにシステム開発、運用及び保守のための資料等)をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

ア 機密性

情報資産にアクセスすることを許可された者だけが、情報資産にアクセスできることを確保すること。

イ 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。

ウ 可用性

情報資産にアクセスすることを許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできる状態を確保すること。

3 対象範囲及び対象者

(1) 本ポリシーの対象範囲は、次のとおりとする。

ア 本院が管理する情報資産

イ 本院の諸活動に伴い、業務委託先において取り扱われる情報資産

(2) 本ポリシーの対象者は、本院の情報資産を利用するすべての者(以下「利用者」という。)で、役員、教員(非常勤教員を含む。)、職員(臨時職員、派遣職員等を含む。)、共同研究者、学生(研究生、科目等履修生、委託生等を含む。)、各学校の生徒・児童等、父母保証人、委託業者、学外者等とする。

事務局長をもって充てる。情報セキュリティ実施責任者は、各部署の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。

ウ 情報セキュリティ担当者

各部署に情報セキュリティ担当者を置き、次に掲げる者をもって充てる。情報セキュリティ担当者は、個々の情報機器、ソフトウェア及び情報を管理・監督し、情報セキュリティを維持するための責任を負う。

(ア) 大学・女子大学の教育研究組織

個々のクライアント機器により情報システムを利用する全教員

(イ) 高等科・中等科・女子高等科・女子中等科・初等科の教育研究組織

電算機主任

(ウ) 幼稚園の教育研究組織

園長が指名した者

(エ) 事務組織

事務部長(事務部長が置かれていない部署においては次長、課長又は事務長等)

エ ネットワーク管理者

大学計算機センター及び総務部事務計算機室にネットワーク管理者を置く。ネットワーク管理者は、基幹ネットワークと主要な業務用サーバを運用管理し、セキュリティを維持するための責任を負う。

オ 研究室等において、利用者自らが直接管理する情報資産を持つ場合については、各利用者が、そのセキュリティに関する責任を負う。

(2) 情報セキュリティ委員会

本院における情報セキュリティ対策を推進し、本院の情報システムの安全かつ適切な運用を図るため、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会は、基本方針の維持及び見直しのほか、情報資産に対する重大な脅威への警戒・監視、情報セキュリティに関わる事件・事故の調査・分析及び再発防止策の立案、啓発活動等を任務とする。

委員会の運営等に関し、必要な事項については、学習院情報セキュリティ委員会規程の定めるところによる。

本委員会の運営に関する事務は、総務部総務課が担当する。

II 情報セキュリティ対策基準

1 趣旨

この対策基準は、基本方針の目的を達成するために、必要な組織・体制、基準、指針等を定めるものとする。

2 組織及び体制

(1) 責任者、管理者等

本院における情報セキュリティを確保するために、組織及び体制を次のとおり定める。組織・体制図は、別表のとおりとする。

ア 情報セキュリティ最高責任者

本院に情報セキュリティ最高責任者を置き、総務担当常務理事をもって充てる。情報セキュリティ最高責任者は、本院の情報セキュリティに関する総轄的な意思決定をし、内外に対する責任を負う。

イ 情報セキュリティ実施責任者

本院に情報セキュリティ実施責任者を置き、教育研究組織においては各学校長、事務組織においては

3 物理的セキュリティ

(1) 情報システムの設置等

情報セキュリティ実施責任者は、サーバ機器等の重要な情報システム又は情報資産を、それぞれ設定された管理区域内に設置し、正当なアクセス権のない者が使用できないよう、セキュリティ確保に努めなければならない。

(2) 情報機器及び記録媒体の盗難対策

情報セキュリティ実施責任者は、情報機器及び記録媒体の盗難予防に努めなければならない。

(3) 情報機器及び記録媒体の学外への持ち出し

利用者は、個人情報及び本院の重要なデータが入った情報機器及び記録媒体を、原則として学外へ持ち出してはならない。情報セキュリティ実施責任者は、やむを得ず、情報機器又は記録媒体を学外へ持ち出すことを認める場合、情報の漏えいが発生しないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(4) 情報機器及び記録媒体の学内への持ち込み

利用者は、情報機器及び記録媒体を学内へ持ち込む場合は、ウイルスチェックを行う等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(5) 情報のバックアップ

利用者及びネットワーク管理者は、サーバ機器等に記録するデータを、必要に応じて定期的にバックアップしなければならない。

(6) 情報機器及び記録媒体の処分

利用者は、情報機器及び記録媒体を破棄する場合は、残存情報が第三者に読み取られることのないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

4 人的セキュリティ

(1) 教育・研修

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティに関する啓発や教育を実施するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 利用者の義務

ア 利用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては、本ポリシー及びその他関連法令等を遵守しなければならない。

イ 利用者は、内外に対して、情報セキュリティを損ねる行為をしてはならない。

ウ 利用者は、アクセス権限のない情報にアクセスしたり、許可されていない情報を利用してはならない。

(3) 事故・障害時の報告・対応

ア 利用者は、情報セキュリティに関する事故・障害及び公開情報の改ざん等を発見した場合には、直ちに情報セキュリティ実施責任者、情報セキュリティ担当者又はネットワーク管理者に報告しなければならない。

イ ネットワーク管理者は、内外から情報システムの不正使用、情報資産の不正な利用等にかかわる苦情、通報等があった場合には、速やかに調査を行わ

なければならない。

ウ ネットワーク管理者は、調査の結果、不正が確認されたときは、関係する通信の遮断、該当する情報システムの切離し等必要な措置を直ちに講じ、情報セキュリティ実施責任者に報告しなければならない。

エ 情報セキュリティ実施責任者は、重大な事故が発生した場合は、情報セキュリティ最高責任者に報告しなければならない。

オ 情報セキュリティ最高責任者は、重大な事故について審議する必要がある場合は、情報セキュリティ委員会を招集しなければならない。

(4) 委託契約

情報システムの開発又は運用管理を外部委託する場合は、外部委託業者から再委託を受ける業者等も含め、本ポリシーを遵守することを明記した契約を締結するものとする。

5 技術的セキュリティ

(1) 不正アクセス等への対応

ネットワーク管理者は、不正アクセスの防止及び検出するための適切な手段を講じなければならない。

(2) アクセス制限

教育研究組織又は事務組織において、情報の内容に応じて、アクセス可能な利用者を定め、不正なアクセスを阻止するために必要なアクセス制限を行わなければならない。

(3) ログの保存

ネットワーク管理者は、システム等のアクセスログ、操作ログ等について、保存期間を定めて保存しなければならない。

(4) ネットワーク管理者は、管理する機器・ソフトウェアについて、常にその構成を把握し、セキュリティに係る更新、ウイルス対策等適切なセキュリティの維持に努めなければならない。

6 違反者への措置

利用者が、本ポリシーに違反した場合には、法令、学院就業規則、学則等に基づき、処分、その他の措置を行うことがある。

7 セキュリティポリシーの評価及び更新

セキュリティポリシーの実効性については、定期的な評価を行い、改善が必要と認められた場合は、セキュリティレベルの高い、かつ遵守可能なポリシーに更新しなければならない。

別表 組織・体制図

